

空き店舗等利活用事業



店舗改修費・店舗賃借料
あわせて最大 ※

100万円

※ 店舗所在地や
営業日数により
補助上限や補助率が
異なります。



補助対象事業

指定区域内にある空き店舗等を使用し、**事業サポート機関（小川町商工会）の支援を受け**、かつ、2年以上継続して実施することが見込まれると審査された事業で要綱に定める日本標準産業分類のもの

- 織物・衣服・身の回り品小売業
- 飲食料品小売業
- 機械器具小売業
- その他の小売業
- 宿泊業
- 飲食店
- 持ち帰り・配達飲食サービス業
- 洗濯・理容・美容・浴場業
- その他の生活関連サービス業
- 娯楽業 等

活用フロー

①町への事前相談

事業内容、空き店舗の場所、家賃見積、改装費用見積等について、町が聞き取りを行います。

②小川町商工会による創業支援を受ける

事業計画や資金計画についての支援を受けます。

③審査会

事業が妥当か最終的な審査を受けます。非承認の場合、補助金を申請できません。

④補助金の申請

必要な書類を作成し町に提出します。

⑤工事等
着工

⑥開店！

竣工後の実績報告に基づき補助金を交付。

ホームページ

指定区域や補助対象事業
その他要件についての詳細は
小川町公式HPをご覧ください ⇒



小川町 空き店舗補助金



〒355-0392 小川町大字大塚55
小川町役場 にぎわい創出課
☎0493-72-1221 (内線231,232)

(予算額に達した場合、受付を終了することがあります)